

## 茨木市ネーミングライツ事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市の施設、イベント等（以下「施設等」という。）の有効活用により市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とし、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設等又は施設等の一部に愛称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ事業 契約により市が法人その他の団体（以下この項及び第4において「事業者」という。）に対しネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市とネーミングライツ事業の契約をした事業者をいう。
- (4) ネーミングライツ料 第2号に規定する対価のうち、金銭によるものをいう。
- (5) 施設等所管課 施設等を所管する課等をいう。

### (基本的な考え方)

第3 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障が生じない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性、公益性及び事業の公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業の契約期間において、市は施設等の愛称を積極的に使用する。ただし、条例上の施設等の名称は変更せず、必要に応じて条例上の施設等の名称を使用するものとする。

### (業種等の制限)

第4 ネーミングライツパートナーは、茨木市広告事業実施要綱（平成19年4月1日実施）及び茨木市広告掲載基準に適合する業種及び事業者でなければならない。

### (愛称等)

第5 ネーミングライツ事業に係る愛称は、親しみやすさや呼びやすさなど市民の理解が得られるものとし、その表記については茨木市広告事業実施要綱及び茨木市広告掲載基準に適合するものでなければならない。

### (募集の方法等)

第6 ネーミングライツパートナーの募集方法は、原則として公募により行うものと

する。

2 募集に必要な事項は、ネーミングライツ事業ごとに市長が別に定める。

(事業の取消し)

第7 市長は、ネーミングライツ事業が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取消することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料が納入されないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、この要綱又はネーミングライツ事業ごとに定める事項のほか、法令等に違反し又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) ネーミングライツパートナーが、文書による契約解除の申出をしたとき。
- (5) その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき。

(ネーミングライツ料の還付等)

第8 前条の規定による取消しがあった場合において、既に納付されたネーミングライツ料その他の料金は還付せず、原状回復等に要する経費はネーミングライツパートナーの負担とする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第9 ネーミングライツパートナーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。